

令和7年度 第2回

瑞浪市国民健康保険運営協議会資料

令和8年2月25日(水) 午後1時30分～

瑞浪市役所 4階 全員協議会室

瑞浪市国民健康保険運営協議会

○予算の概要等

- ・令和8年度当初予算見積額は3,273,000千円、対前年比▲205,000千円、5.9%の減額を見込みました。
- ・令和8年度国民健康保険の平均被保険者数を、県が示した推計値に基づき5,519人と見込みました。(前年比▲405人 令和7年度当初予算5,924人)
- ・現年度保険料は、634,800千円、対前年比▲5,400千円、0.8%の減額を見込みました。令和8年度から、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を徴収します。
(内訳 医療分420,600千円、支援分152,600千円、介護分45,200千円、子ども・子育て支援納付金分16,400千円)
- ・1人あたり現年度保険料は、118,823円、対前年比+7,869円を見込みました。(令和7年度当初予算110,954円 参考:同本算定時114,154円)
- ・(内訳 医療分78,780円、支援分28,518円、介護分8,436円、子ども・子育て支援納付金分3,089円)
- ・一般会計繰入金は、基盤安定負担金等法定分を中心に279,500千円を計上しました。(令和8年度より「出産育児一時金」の一部繰入なし。普通交付金にて全額交付。)
- ・一般療養給付費は、令和7年度の実績から1人あたりの給付費を推計し伸び率2.1%(県が過去2年間の実績等より推計した1人あたり診療費の伸び率を参考に算出)を用いて、1人あたり年間347,400円と見込みました。
- ・国保事業費納付金は、県の国保事業運営に必要な費用を県が算定・決定し、市町村が県に納付するものです。令和8年度より新たに「子ども・子育て支援納付金分」が徴収されます。1月に通知された確定係数による算定結果を計上しています。令和7年度決定額から22,908千円減少しています。
- ・基金繰入金は、今後の県内保険料率統一化(予定:令和12年度)を見据え、前年度より減額します。
- ・特定健康診査は、受診対象者(4月1日時点の国保被保険者で年度中に40～74歳に到達する者)数を4,400人、受診率45.0%、受診者数1,980人と見込みました。被保険者の健康保持増進のために受診率の向上が課題となる中、令和7年度に引き続き保険者努力支援交付金を活用し、受診勧奨業務を外部委託することで受診率の向上を図ります(未受診勧奨業務委託見積額4,862千円)。

1. 保険料の収納状況(実績及び見込)

年度	調定額(千円)		収納額(千円)		収納率(%)		1人当たり保険料	
	現年計	滞納	現年計	滞納	現年計	滞納	現年度分(円)	総計
6	703,203	42,887	679,752	8,280	96.7%	19.3%	92.2%	115,200
7	691,841	52,846	669,702	10,252	96.8%	19.4%	91.3%	116,800
8	655,785	57,020	634,800	11,061	96.8%	19.4%	90.6%	118,800

2. 加入者・保険給付の状況(実績及び見込)

年度	年間平均(人)		療養諸費		高額療養費		賦課限度額		保険料率(医療分)	
	被保険者数	世帯数	金額(千円)	1人当たり(円)	金額(千円)	1人当たり(円)	所得割	均等割	所得割	平等割
6	6,105	4,118	2,068,762	338,864	310,794	50,908	1,060千円	7.38%	30,800	20,900
7	5,924	3,756	1,998,565	337,367	313,600	52,937	1,090千円	7.11%	31,700	21,400
8	5,519	3,520	1,949,800	353,289	294,900	53,434	1,100千円(予定)	-	-	-

3. 財政調整基金の状況(実績及び見込)(単位:千円)

年度	積立額	取崩額	年度末残高
6	16,125	9,100	217,412
7	24,270	15,438	226,244
8	1,400	30,000	197,644

国民健康保険事業特別会計

歳入歳出一覧

歳入		(単位:千円)							
歳入	科目	R6決算額	R7予算額	R8予算要求	財政査定	部長査定	復活要求額	市長査定	主な内容及び積算内容
1	国民健康保険料	688,904	651,000	645,800					積算根拠: 被保険者年間平均見込数 5,519人(県推計値) 被保険者1人当たりの保険料を118,823円と見込み、積算 118,823円×5,519人×96.8%(見込収納率)≒634,800千円
	医療分	458,233	434,000	420,600					
	後期高齢者支援分	171,183	158,600	152,600					
	介護納付金分	51,204	47,600	45,200					
	子ども・子育て支援納付金分	-	-	16,400					
	滞納繰越分	8,284	10,800	11,000					
2	使用料及び手数料	48	30	30					督促手数料
3	県支出金	2,460,581	2,487,803	2,309,448					積算根拠: 歳出2款「保険給付費」1～3項の計+4-1項 出産育児一時金の額+ 4-2項 葬祭費の合計額 (診療報酬審査手数料のうちの100千円、第三者納付金及び返納金を除く) R8 保険者努力支援制度(10,358千円×83%+5,464千円×80%) R8 仮係数算定額 R8 市試算 1人あたり基準額(R7交付申請時)×受診見込数×2/3(国・県負担率各1/3) 特定健診(5,503円×2/3×1,474人)、保健指導(3,803円×2/3×143人)
	保険給付費等交付金(普通交付金)	2,393,050	2,428,133	2,253,604					
	保険給付費等交付金(特別交付金)	15,651	15,724	12,968					
	保険者努力支援分	8,046	5,341	6,266					
	特別調整交付金分	29,379	25,440	25,200					
	県繰入金	6,518	5,951	5,768					
	特別調整交付金(傷病手当金分)	0	150	-					
	国庫減額措置対策補助金	7,937	7,064	5,642					
4	財産収入	125	170	1,400					R8 仮係数算定額 財政調整基金利子
5	繰入金	291,798	332,200	309,500					積算根拠: 一般会計繰入金【実施計画308,397千円】 総務費(職員給与、扶助費、事務費)72,648千円、基金安定負担金等 (保険者支援分:国1/2、県1/4、市1/4 軽減分他:県3/4、市1/4)179,524千円、 財政安定化繰入金 13,053千円(R7実績値)、 福祉医療波及増分12,187千円(R8仮係数算定額)、 保健事業実施計画(データヘルズ計画)中間見直し 88千円 予備費2,000千円
	基金繰入金	9,100	35,000	30,000					前年度繰越金 第三者納付金、延滞金、繰入 災害等臨時特例補助金
6	繰越金	65,477	4,000	4,000					
7	諸収入	19,022	2,797	2,822					
8	国庫支出金	2,574	-	-					
	合計	3,528,529	3,478,000	3,273,000					

科 目	R6決算額	R7予算額	R8予算要求	財政査定	部長査定	復活要求額	市長査定	主 な 内 容
1 総 務 費	73,212	77,114	73,028					
国民健康保険事務経費	51,695	52,656	50,938					
国民健康保険運営経費	7,170	5,189	4,904					
医療費適正化特別対策事業	4,555	6,705	6,680					
国民健康保険電算処理委託経費	5,693	5,792	5,343					
保険料賦課徴収経費	4,000	6,570	4,960					標準システムの導入に係る諸経費等
国民健康保険運営協議会運営経費	99	202	203					
2 保 険 給 付 費	2,389,629	2,436,455	2,255,254					【実施計画2,432,748千円】
療養給付費	2,037,096	2,076,000	1,918,000					積算根拠: 一般被保険者年間平均見込数 5,519人(県推計値)
療養費	23,714	24,000	23,000					一般被保険者療養給付費 (R7推計1人あたり給付費×伸び率×R8推計被保険者数) (340,345円×102.06%×5,519人≒1,918,000千円)
診療報酬診査手数料	7,952	9,800	8,800					一般被保険者高額療養費
高額療養費	310,348	313,000	294,000					(R7推計1人あたり給付費×伸び率×R8推計被保険者数) (51,751円×102.32%×5,538人≒294,000千円)
高額介護合算療養費	446	600	900					伸び率、R8推計被保険者数は市による見込
移送費	20	50	50					※保険給付費の1～3項、4-1項の一部、4-2項の財源は、県普通交付金
出産育児一時金	7,503	10,005	7,504					出産育児一時金(出産見込数15人×一時金500千円)
葬祭費	2,550	3,000	3,000					葬祭費(見込60人×50千円)
3 国 保 事 業 費 納 付 金	908,341	922,965	900,057					積算根拠: R8 仮係数算定値
医療給付費分納付金	627,564	643,974	613,166					財源 保険料623,924千円、県支出金44,062千円、一般会計繰入金
後期高齢者支援金等分納付金	216,006	214,480	205,057					204,764千円、基金繰入金26,035千円、諸収入1,272千円
介護納付金分納付金	64,771	64,511	61,146					
子ども・子育て支援納付金分納付金	-	-	20,688					
4 保 健 事 業 費	26,499	32,146	34,261					国民健康保険人間ドック等助成事業【実施計画3,000千円】
保健衛生普及啓発事業	2,249	2,721	2,734					(1人あたり助成限度額15千円×申請見込数200人)
国民健康保険人間ドック等助成事業	2,553	3,028	3,033					特定健診事業【実施計画29,200千円】
特定健診事業	21,697	26,397	28,494					(受診対象見込数4,400人、見込受診率45.0%、見込受診者数1,980人)
								財源 保険料16,209千円、県支出金(特定健診等負担金等)11,232千円 基金繰入金965千円、一般会計繰入金88千円
5 基 金 積 立 金	16,125	170	1,400					基金利子積立金
6 諸 支 出 金	36,062	4,000	4,000					償還金及び還付加算金(過年度保険料還付金等)
7 予 備 費	0	5,000	5,000					予備費
合 計	3,449,868	3,477,850	3,273,000					

「子ども・子育て支援納付金」について

…令和8年度から「子ども・子育て支援納付金」の徴収が始まります…

1 「子ども・子育て支援金」とは？

- 国が実施する少子化対策の財源の一つとして、令和8年度から、全世代、企業を対象に、医療保険の保険料等とあわせて、徴収されます。
- 国民健康保険においても、令和8年度以降、保険者である市が、医療保険の保険料、介護保険料と合わせて、被保険者から、「子ども・子育て支援納付金」を徴収します。支援納付金は、県が取りまとめ、国に納付します。

2 「子ども・子育て支援納付金」の使い道は？

- 児童手当などの6つの子育て支援の取組^{*}に充てられます。
※子ども・子育て支援特例公債の償還金を含む
- 使い途は、法律（子ども・子育て支援法）で定められており、これらの目的以外で使用されることはありません。

支援納付金が充当される子育て支援の取組

- ①児童手当（高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施 ※令和6年10月から支給開始）
- ②妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円の給付金 ※令和7年4月から支給開始）
- ③こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付 ※令和8年4月から給付化）
- ④出生後休業支援給付（育児休業給付とあわせて手取り10割相当（最大28日間） ※令和7年4月から支給開始）
- ⑤育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給 ※令和7年4月から支給開始）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置（※令和8年10月から制度開始）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債（支援金の拠出が満年度化する令和10年度までの間に限り、①～⑥の費用の財源として発行）の償還金

3 一人当たりの負担額ほどの程度になるの？

こども家庭庁の試算は、次のとおりです。令和8年度から徴収が始まり、令和10年度にかけて、段階的に引き上げられます。

令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
月額 250円	月額 300円	月額 400円
年額 3,000円	年額 3,600円	年額 4,800円

- 現行の国保制度と同様、低所得者に対する減額と賦課限度額を設けます。
- 18歳未満の被保険者の均等割は、全額減額されます。
※減額相当額は、公費及び18歳以上の国保加入者が負担します。
- 令和8年度の保険料率・額については、令和8年度第1回運営協議会にて、ご審議いただきます。

こどもまんなか
こども家庭庁



こども・子育て世帯を応援!

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
 - 支給期間を高校生年代まで延長します。
 - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
 - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は、7月※です。 ※普通徴収の場合。特別徴収(年金からの天引き)の方は、10月分から徴収開始。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

※ 令和8年4月分からの保険料を7月から翌年3月までの9回でお支払いいただきます。

子ども・子育て支援金に係る保険料は、所得割〇〇%、均等割〇〇円、平等割〇〇円※になります。 ※保険料率、額は、令和8年度第1回運営協議会で、審議していただく予定です。

※ 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出した
だき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子
育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していること
から、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プ
ラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども
子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援
金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、 支払う必要があるの?

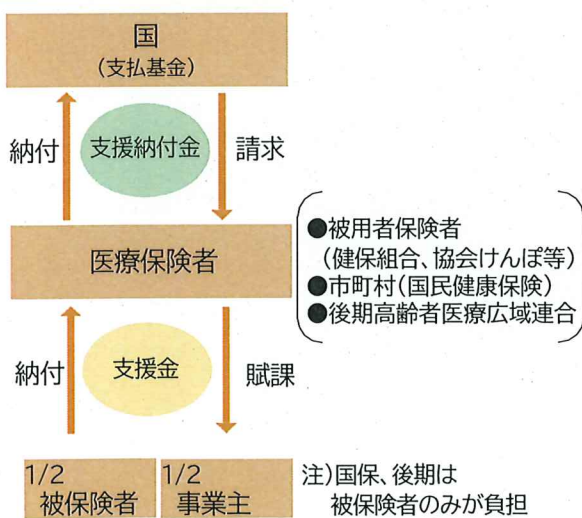
A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保
険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設
けています。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手
となることから、子どもの育ちを支える支援金制度
は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢
者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全
体で支える仕組みとしています。



支援金の徴収の流れ



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保
障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させ
るため、支援金による負担は相殺される仕組みに
なっています。このため支援金の導入による実質
的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



保健事業実施計画（データヘルス計画）について

◎「データヘルス計画」とは

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき策定する計画であり、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行う。

◎「瑞浪市国民健康保険 第3期 保健事業実施計画（データヘルス計画）」について

現在の「第3期データヘルス計画」は令和5年度に策定し、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間としている。中間年である来年度（令和8年度）に、見直しを行う予定。

「瑞浪市国民健康保険 第3期 保健事業実施計画（データヘルス計画）」
（令和6年3月）より

◆目標

（1）短期的な目標

- ・糖尿病の被保険者に占める人数割合の対前年伸び率を年0.5ポイント以内とする
- ・高血圧症の被保険者に占める人数割合の対前年伸び率を年1.0ポイント以内とする
- ・脂質異常症の被保険者に占める人数割合の対前年伸び率を年1.0ポイント以内とする

（2）中長期的な目標

令和11年度、生活習慣病を起因とする疾患有病者の被保険者等に占める人数割合について、

- ・虚血性心疾患の被保険者に占める人数割合を5.0%以内とする
- ・脳血管疾患の被保険者に占める人数割合を5.0%以内とする
- ・糖尿病性腎症の被保険者に占める人数割合を1.5%以内とする